

第 2 章 特掲診療料 第 4 部 画像診断 第 1 節 エックス線診断料
E000 透視診断

E000 透視診断	110 点
-----------	-------

「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」（令和 6 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 57 号）
「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（令和 6 年 3 月 5 日 保医発 0305 第 4 号）

告示	通知
	(1) 本項の透視診断とは、透視による疾病、病巣の診断を評価するものであり、特に別途疑義解釈通知等により取扱いを示した場合を除き、消化管の造影剤使用撮影に際し腸管の所要の位置に造影剤が到達しているか否かを透視により検査する場合等、撮影の時期決定や準備手段又は他の検査、注射、処置及び手術の補助手段として行う透視については算定できない。 (2) 造影剤を使用する透視診断は一連の診断目的のために行うものについては、時間を隔てて行う場合であっても 1 回として算定する。ただし、腸管の透視を時間を隔てて数回行いその時間が数時間にわたる場合には、2 回以上として算定できる。その基準は概ね 2 時間に 1 回とする。